

日米地位協定の見直しを行うことを求める意見書

広島県内においても、日常的に米軍による低空飛行訓練が繰り返され、平穏な日常生活が著しく脅かされている。

全国知事会は、沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況を基地等の所在の有無にかかわらず広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として、2016年11月に米軍基地負担に関する研究会を設置し、2年にわたる調査・研究に取り組みました。

2018年7月には、「日米地位協定の抜本的改定を含む米軍基地負担に関する提言」を全会一致で採択し、政府に要請を行われた。特に「日米地位協定は、締結以来一度も改定されておらず、補足協定等により運用改善が図られているものの、国内法の適用や自治体の基地立入権がないなど、我が国にとって依然として十分とは言えない現況である」とし、協定の改定・新設で自国の主権を回復し、米軍の活動をコントロールしているドイツ、イタリアとの違いを強調している。

この「提言」の重要な点は、米軍基地を抱える15都道府県だけでなく米軍基地を持たない府県の知事も全員賛成したことであり、政府はこれを重く受け止めるべきである。

よって、国においては、米軍基地から派生する様々な事件、事故などから国民の生命、財産、人権を守るため、全国知事会からの「提言」を実行し、日米地位協定を見直すよう、以下の事項の実施を強く求めるものである。

記

1. 米軍機による低空飛行訓練等については、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前の情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう、十分な配慮を行うこと。
2. 日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令など国内法を原則として米軍にも適用することや、事件や事故時には自治体関係者の迅速かつ円滑な立ち入りの保障などを明記すること。
3. 施設ごとに、その必要性や使用状況を点検したうえで、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月30日

広島県庄原市議会